

施策名【行財政経営】

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
7.ひとと地域の力が生きる地域社会の実働と交流のまちづくり	1.市民の力が生きる地域社会の実	3.行財政経営	(1) 計画的・効率的な行政経営	7131-1	1	市民生活支援事業	簡易			総務課	総務係	
				7131-2	2	市庶務事業	簡易			総務課	総務係	
				7131-3	3	議案等調製・各種議会関係調整事務	簡易			総務課	文書法規係	
				7131-4	4	秘書事業	簡易			秘書課	秘書係	
				7131-5	5	部長会議開催事業	簡易			秘書課	秘書係	
				7131-6	6	市長の資産公開事業	簡易			秘書課	秘書係	
				7131-7	7	政策調査事務	簡易			企画課	企画調整係	
				7131-8	8	組織機構管理事業	簡易			総務課(人財課)	人事係	
				7131-9	9	総合計画推進事業	簡易	1	佐久大学地方創生事業補助金	企画課	企画調整係	
				7131-10	10	行政改革推進事業	簡易			企画課	行政改革係	
				7131-11	11	市民満足度調査事業	簡易			企画課	行政改革係	
				7131-12	12	行政評価システム運用事業	簡易			企画課	行政改革係	
				7131-13	13	統計情報整備・利用促進事業	通常			情報政策課	統計係	
				7131-14	14	統計調査員事業	通常			情報政策課	統計係	
				7131-15	15	基幹統計調査事業	簡易			情報政策課	統計係	
				7131-16	16	住民基本台帳事務事業	簡易			市民課	市民戸籍係(市民戸籍係・マイナンバーカード係)	
				7131-17	17	戸籍事務事業	簡易			市民課	市民戸籍係	
				7131-18	18	外国人在留等事務事業	簡易			市民課	市民戸籍係	
				7131-19	19	出張所管理運営事業	通常			市民課	各出張所	
				7131-20	20	証明書コンビニ交付事業	通常			市民課	市民戸籍係(マイナンバーカード係)	
				7131-21	21	臼田市民生活支援事業	簡易			臼田支所	総務税務係	
				7131-22	22	臼田総合窓口案内事業	通常			臼田支所	市民係	
				7131-23	23	臼田住基・戸籍窓口事業	簡易			臼田支所	市民係	
				7131-24	24	臼田外国人在留等事務事業	簡易			臼田支所	市民係	

R7事務事業・組織対応表(R6実施事業)

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
7.ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり	1.市民の力が生きる地域社会の実	3.行財政経営	(1) 計画的・効率的な財政経営	7131-25	25	浅科市民生活支援事業	簡易			浅科支所	総務税務係	
				7131-26	26	浅科総合窓口案内事業	通常			浅科支所	市民係	
				7131-27	27	浅科住基・戸籍窓口事業	簡易			浅科支所	市民係	
				7131-28	28	浅科外国人在留等事務事業	簡易			浅科支所	市民係	
				7131-29	29	望月市民生活支援事業	簡易			望月支所	総務税務係	
				7131-30	30	望月総合窓口案内事業	通常			望月支所	市民係	
				7131-31	31	望月住基・戸籍窓口事業	簡易			望月支所	市民係	
				7131-32	32	望月外国人在留等事務事業	簡易			望月支所	市民係	
				7131-33	33	工事・委託業務の検査、評定、安全管理事業	簡易			会計課	検査係	
				7131-34	34	検査用機器管理事業	簡易			会計課	検査係	
				7131-35	35	議員活動支援事業	簡易	2	議会政務活動費交付金	議会事務局	総務係	
				7131-36	36	議員報酬等支給事業	簡易			議会事務局	総務係	
				7131-37	37	議会運営支援事業	簡易			議会事務局	議事調査係	
				7131-38	38	議会広報広聴事業	簡易			議会事務局	総務係・議事調査係	
				7131-39	39	選挙管理委員会運営事業	簡易			選挙管理委員会事務局	選挙係	
				7131-40	40	政治・選挙に係る常時啓発事業	簡易			選挙管理委員会事務局	選挙係	
				7131-41	41	選挙の適正執行事業	簡易			選挙管理委員会事務局	選挙係	
				7131-42	42	監査委員事務局運営事業	簡易			監査委員事務局	監査係	
				7131-43	43	公平委員会運営事業	簡易			公平委員会事務局職員		
				(2) 計画的・効率的な財政経営	7132-1	44	予算管理事業	簡易			財政課	財政係
			7132-2		45	財源管理等事業	簡易			財政課	財政係	
			7132-3		46	財政状況分析事業	簡易			財政課	財政係	
			7132-4		47	財政状況等の公表事業	簡易			財政課	財政係	
			7132-5		48	公有財産管理事業	通常			財政課	管財係	
			7132-6		49	庁舎維持管理事業	通常			財政課	管財係	
			7132-7		50	公用車維持・運行管理事業	通常			財政課	管財係	

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久大学地方創生事業補助金			
事務事業名称	総合計画推進事業	事務事業コード	7131-9	
所管	企画	部	企画	課 企画調整 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久大学地方創生事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和4年度(経過年数3年)	終期設定	(有)・無	終期 令和6年度
目的	知的・人的リソースなど地域を支える知の拠点である佐久大学が持つ力を活用し、地方創生に資する取組を推進することで、将来にわたって持続可能で活力ある地域とする。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久大学地方創生実施計画の実施に必要な経費の1/2以内の額とし、3,500万円を上限とする。(令和4~6年度の限定補助)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)		学校法人佐久学園 佐久大学		
指標設定	設定の考え方	佐久大学が実施する地方創生実施計画が、佐久市における地方創生の実現に寄与しているかどうかを判断する。		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	佐久大学が実施した個別事業ごとに、佐久市における地方創生の実現(市内在学学生数の増加、市内事業所等への就職者数の増加等)に寄与したかを検証する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		35,000,000 円	35,000,000 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円	円
	一般財源	35,000,000 円	35,000,000 円	0 円
指標	目標値 (単位)			
	実績値 (単位)			
	達成率		%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	佐久大学地方創生実施計画は、3ヶ年(令和4~6年度)計画によることから、令和6年度をもって最終的な評価を行う予定	佐久大学地方創生実施計画は、3ヶ年(令和4~6年度)計画によることから、令和6年度をもって最終的な評価を行う予定	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	市内在住学生数は補助金交付前の令和3年度と令和6年度を比較すると15名増加、市民相談事業における相談件数は事業開始した令和4年度と令和6年度を比較すると159件増加と一定の成果が上がっている。 現在、コロナ禍が終了し、地方移住の流れを着実なものとするため正念場の時期を迎えているため、佐久大学地方創生事業補助金をさらに2年間延長し、佐久大学とともに引き続き、人口減少対策を推進する。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	令和5年度作成の「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」の中で「佐久大学と連携した地方創生の推進」を掲げているため、その終期となる令和8年度まで2年間延長する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	議会政務活動費交付金		
事務事業名称	議員活動支援事業	事務事業コード	7131-35
所管	議会事務局	総務	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市議会政務活動費の交付に関する条例 佐久市議会政務活動費の交付に関する規則		法令種別	条例
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	佐久市議会議員の調査研究その他活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対して交付している。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	会計年度を単位として、会派に対し、所属議員数に年額18万円を乗じて得た額。 会派人数×180,000円(H30年度より)			
交付対象者、団体	<input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)		佐久市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む)		
指標設定	設定の考え方	—		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	調査研究その他の活動を行うことにより、議員による条例提案、政策提言、政策立案を行う。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	6 件	6 件	
決算額(予算額)	4,680,000 円	4,603,312 円	4,320,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	4,680,000 円	4,603,312 円
指標	目標値 (単位)		
	実績値 (単位)		
	達成率	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	議員報酬増額及び議員定数削減に関する条例改正案を可決	佐久市議会傍聴規則の改正

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	政務活動費は、佐久市議会議員の調査研究その他の活動として必要な経費であり、各会派で有効活用されている。 1つでも多く条例提案、政策提言、政策立案につなげられるかが、課題となっている。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・使途の透明性の確保にも努めており、政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握するために現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	—
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	—
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	—
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乘せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

- ⑤議会政務活動費交付金の額等については、必要に応じて特別職報酬等審議会において審議され、その答申に基づき「佐久市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正を行っている。
- ⑧必要な経費の一部として交付しており、会派に所属する議員数に応じて定額(1人当たり年額18万円)交付している。